

平成30年度

山形県  
医師修学資金しおり

山形県健康福祉部 地域医療対策課  
医師・看護師確保対策室



## 目 次

● 制度の目的	.....	1
● 貸与の申込み	.....	2
● 貸与の決定	.....	7
● 貸与の休止・打切り	.....	9
● 返還の免除	.....	10
● 返還・猶予	.....	14
● 異動と届出	.....	16

# 制度の目的

山形県内の医師数（人口10万人対）は、全国平均を下回っており、かつ、地域ごとに偏在している状況にあります（下表参照）。

そこで、山形県では、県内の医療機関に勤務する医師を確保することを目的として、大学において医学を履修する課程に在学する方で、卒業後直ちに、県内の公立病院等に勤務していただける方に対し、その修学に必要な資金（修学資金）を貸与します。

【参考】山形県内の医師数の状況

（単位：人）

	年	山形県							全 国
		総数	市部	郡部	村山 地域	最上 地域	置賜 地域	庄内 地域	
実 数	14	2,383	2,047	336	1,376	124	373	510	262,687
	16	2,431	2,105	326	1,429	121	361	520	270,371
	18	2,452	2,177	275	1,447	118	368	519	277,927
	20	2,499	2,206	293	1,487	119	385	508	286,699
	22	2,589	2,281	308	1,567	116	387	519	295,049
	24	2,598	2,297	301	1,579	113	393	513	303,268
	26	2,606	2,317	289	1,577	109	380	540	311,205
	28	2,597	2,296	301	1,574	105	382	536	319,480
10 万人 比 率	14	193.0	227.4	100.0	236.9	132.2	152.9	160.7	206.1
	16	198.8	235.3	99.0	247.1	131.2	150.0	166.4	211.7
	18	203.0	229.5	106.2	251.8	131.7	155.7	169.2	217.5
	20	210.4	235.4	116.2	260.9	137.1	166.0	169.1	224.5
	22	221.5	246.9	125.8	278.1	137.6	170.5	176.4	230.4
	24	225.5	251.4	126.3	282.5	138.2	176.4	177.9	237.8
	26	230.4	257.4	125.4	285.2	137.7	175.0	191.8	244.9
	28	233.3	258.0	134.9	287.0	137.5	180.1	194.1	251.7

# 貸与の申込み

## 1 修学資金の種別

### (1) 地域医療従事医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公立病院等<sup>(※)</sup>（へき地の公立病院等<sup>(※)</sup>含み）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対する修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

### (2) 特定診療科医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公的医療機関<sup>(※)</sup>の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対する修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

### (3) 山形大学医学部修学資金

大学を卒業した後、県内の公立病院等<sup>(※)</sup>に勤務しようとする山形大学医学部医学科に在学する者に対する修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

#### ➡ 「公立病院等」とは . . .

山形県若しくは市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する病院又は診療所

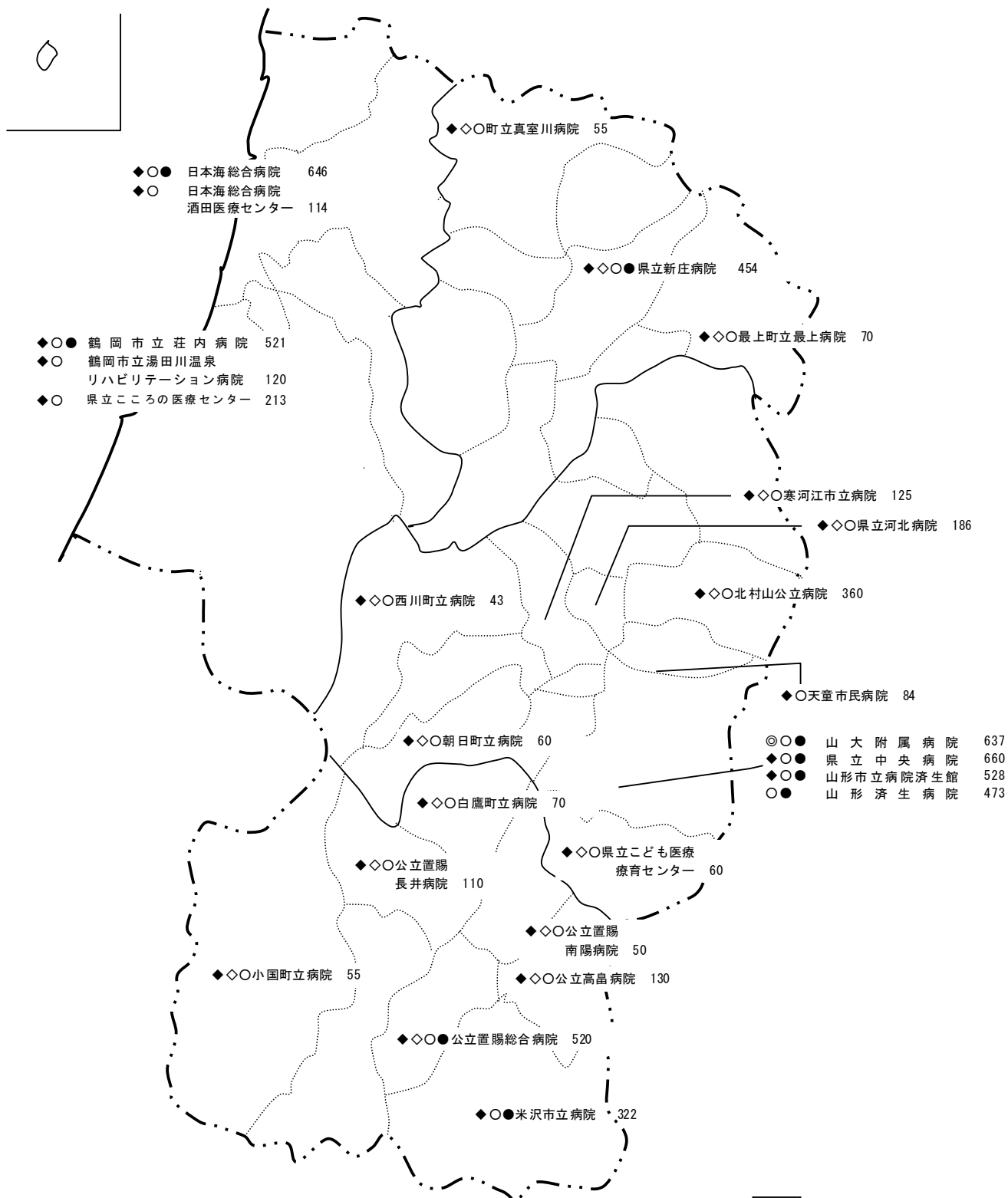
#### ➡ 「へき地の公立病院等」とは . . .

- ① 人口5万人未満の市町村に所在する県内の公立病院等
- ② 人口5万人以上の市に所在する県内の公立病院等であって、医療機関が不足している地域の住民に対して、診療、往診その他在宅医療を積極的に実施していると山形県が認めるもの

#### ➡ 「公的医療機関」とは . . .

上記「公立病院等」及び済生会山形済生病院

【参考】勤務医療機関（診療所を除く）の一覧



**(注) 貸与を受けた修学資金の種別によって、勤務できる医療機関に一定の制約があります。**

- 凡例**
- ◆ 公立病院等
  - ◇ へき地等の公立病院等
  - 公的医療機関
  - ◎ 山形大学医学部附属病院
  - 臨床研修病院
- 数字は病床数

山形県内の公的医療機関等一覧

平成30年2月現在

地域	病院 診療所	医療機関名	市町村名	病床数	初期 研修 病院	公立 病院等	うち へき地 ※1	公的 医療 機関
村山	病院	山形大学医学部附属病院	山形市	637	○			
		県立中央病院	山形市	660	○	○		○
		山形市立病院済生館	山形市	528	○	○		○
		済生会山形済生病院	山形市	473	○			○
		寒河江市立病院	寒河江市	125		○	○	○
		県立こども医療療育センター	上山市	60		○	○	○
		天童市民病院	天童市	84		○		○
		北村山公立病院	東根市	360		○	○	○
		県立河北病院	河北町	186		○	○	○
		西川町立病院	西川町	43		○	○	○
	朝日町立病院	朝日町	60		○	○	○	
	診療所	山元診療所	上山市	—		○	○	○
		尾花沢市中央診療所	尾花沢市	19		○	○	○
		岩根沢診療所	西川町	—		○	○	○
		小山診療所	西川町	—		○	○	○
		大井沢診療所	西川町	—		○	○	○
		朝日町立北部診療所	朝日町	—		○	○	○
最上	病院	県立新庄病院	新庄市	454	○	○	○	○
		最上町立病院	最上町	70		○	○	○
		町立真室川病院	真室川町	55		○	○	○
	診療所	町立金山診療所	金山町	19		○	○	○
		真室川町立釜淵診療所	真室川町	—		○	○	○
		真室川町立及位診療所	真室川町	—		○	○	○
		大蔵村診療所	大蔵村	—		○	○	○
		肘折温泉療養相談所	大蔵村	—		○	○	○
		戸沢村中央診療所	戸沢村	—		○	○	○
		置賜	病院	米沢市立病院	米沢市	322	○	○
公立置賜長井病院	長井市			110		○	○	○
公立置賜南陽病院	南陽市			50		○	○	○
公立高島病院	高島町			130		○	○	○
公立置賜総合病院	川西町			520	○	○	○	○
小国町立病院	小国町			55		○	○	○
白鷹町立病院	白鷹町			70		○	○	○
診療所	南陽市国保小滝診療所		南陽市	—		○	○	○
	公立置賜総合病院川西診療所		川西町	—		○	○	○
	飯豊町国保診療所		飯豊町	—		○	○	○
	中津川診療所	飯豊町	—		○	○	○	
庄内	病院	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	521	○	○		○
		鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市	120		○		○
		県立こころの医療センター	鶴岡市	213		○		○
		日本海総合病院	酒田市	646	○	○	○	○
		日本海総合病院酒田医療センター	酒田市	114		○		○
	診療所	鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市	—		○		○
		鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市	—		○		○
		日本海八幡クリニック	酒田市	—		○	○	○
		飛島診療所	酒田市	—		○	○	○
		升田診療所	酒田市	—		○	○	○
		青沢診療所	酒田市	—		○	○	○
		松山診療所	酒田市	—		○	○	○
		地見興屋診療所	酒田市	—		○	○	○

※1 人口5万人未満の市町村に所在する公立病院等又は人口5万人以上の市に所在し、医療機関が不足している地域住民に対して、診療、往診  
その他在宅医療を積極的に実施していると県が認める公立病院等。勤務の調整については、「山形県地域医療支援機構」が行う。

※2 山形大学医学部附属病院の期間(後期研修)は、特定診療科及び山大修学資金では3年以内。

## 2 申込み資格

以下の要件をすべて満たす必要があります。

### (1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の公立病院や地域の診療所に勤務する意思を有していること
- 大学の医学を履修する課程に在学していること
- 大学入学の前1年間、本人又は親族等（配偶者・一親等の親族に限る。）が県内に居住していること

※ 当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、特定診療科での勤務を希望し、知事が適当と認めた場合には、特定診療科医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。（13頁参照）

### (2) 特定診療科医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の公的医療機関の特定診療科〈小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療〉に勤務する意思を有していること

※ 申込み時に、希望する特定診療科を選択していただきますが、特定診療科の中であれば変更しても構いません。

また、当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、へき地等の公立病院等での勤務を希望し、知事が適当と認めた場合には、地域医療従事医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。

（13頁参照）

- 大学の医学を履修する課程に在学していること

### (3) 山形大学医学部修学資金

- 大学卒業後、県内の公立病院等に勤務する意思を有していること
- 山形大学医学部医学科に在学していること
- 大学入学の前1年間、本人及び親族等（配偶者・一親等の親族に限る。）が県内に居住していないこと

### 3 申込み手続き

募集期間内に、「山形県医師修学資金貸与申請書（様式第1号）」に、次の書類を添えて申し込みをしてください。

#### 《山形県医師修学資金貸与申請書 添付書類》

- 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類  
（在学証明書など）
- 大学における学業成績を証明する書類  
（修業年数が1年に満たない者にとっては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- 健康診断書  
（大学が発行する健康診断証明書など。エックス線胸部撮影の結果を明記したもので、申請の日前4月以内に受診したもの）
- 戸籍謄本（申請の日前2月以内に市区町村が発行したもの）
- （地域医療従事医師確保修学資金を希望する場合に限り、）大学入学の前1年間、本人又は親族等（配偶者・一親等の親族に限る。）が県内に居住していることを証明する書類（本人又は親族等の住民票）
- （山形大学医学部修学資金を希望する場合に限り、）大学入学の前1年間、本人及び親族等（配偶者・一親等の親族に限る。）が県内に居住していないことを証明する書類（本人及び親族等の住民票）

- ※ 申請にあたっては、2名の保証人が必要となります。  
1名は、貸与を受けようとする者の親族（親権者など）  
もう1名は、成年者であって、貸与を受けようとする者と独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する者

#### 《提出先》

〒990-8570

山形県山形市松波2-8-1

山形県健康福祉部地域医療対策課 医師・看護師確保対策室

※封筒に「山形県医師修学資金貸与申請書在中」と明記のこと

- 直接持参の場合

募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで  
（土日、祝日を除く。）

- 郵送の場合

簡易書留郵便で郵送すること

（募集期間最終日の当日消印まで有効）



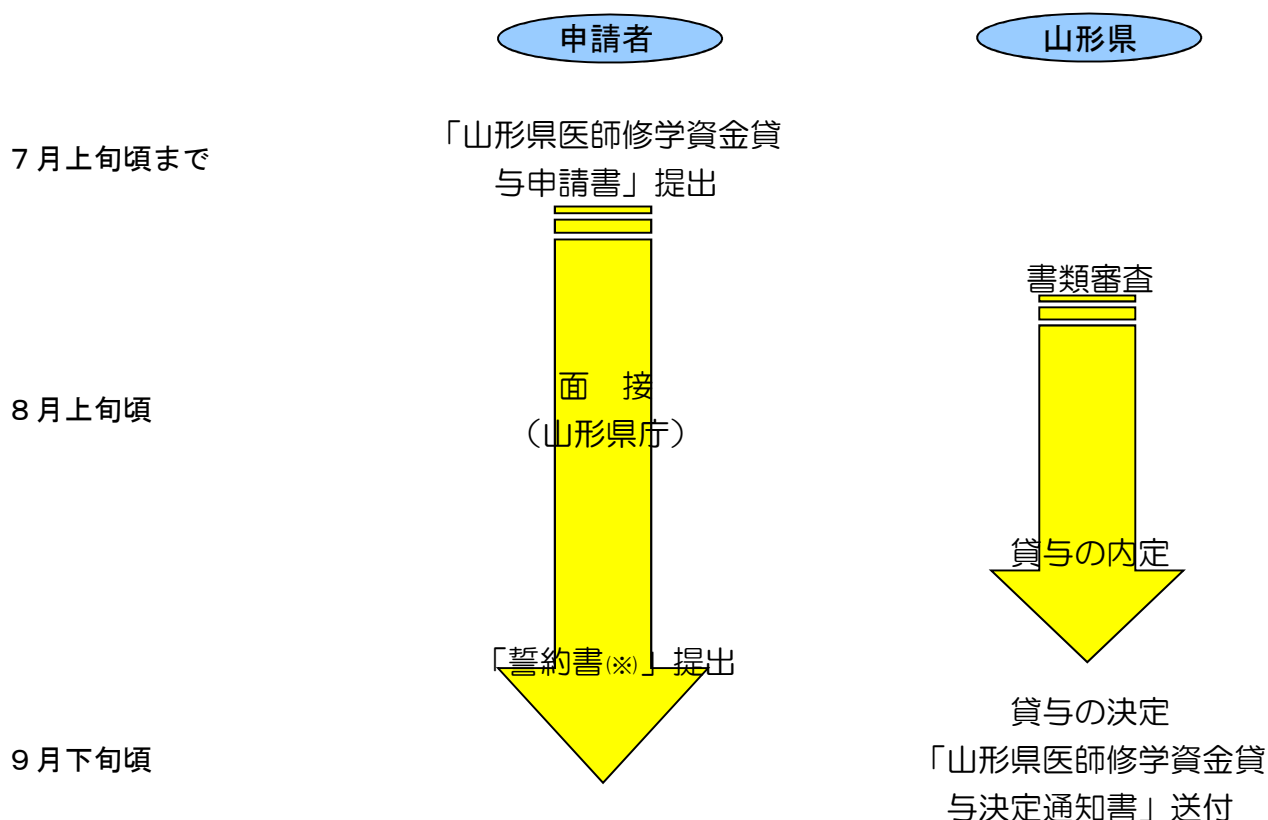
# 貸与の決定

## 1 貸与決定までの流れ

申請者から「山形県医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山形県において書類審査を行い、その後、面接を行います。

面接の結果を受けて、修学資金を貸与することが適当であると認められた方には、内定の旨を連絡しますので、連絡を受けた場合には、速やかに「誓約書（様式第2号）」を提出してください。

山形県では、それを受けて、「山形県医師修学資金貸与決定通知書（様式第3号）」により貸与を決定します。（詳しい日程については、各年度の募集要項をご覧ください）



- ➡ 「誓約書」には
- ・・・ 保証人の印鑑証明書と保証人の収入を証明する書類（前年分の所得証明書又は源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)）を添付すること

## 2 修学資金の貸与

「山形県医師修学資金貸与決定通知書」には、以下の内容が記載されます。

- 修学資金の種類
- 貸与期間
- 修学資金の額
- 貸与予定日

また、決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を、5月・8月・11月・2月にそれぞれ貸与します。

修学生は、修学資金の貸与を受けた際には、そのつと「借用証書（様式第4号）」を提出する必要があります。

（例）地域医療従事医師確保修学資金 年額 200万円 で決定された場合

● 修学資金の種類	地域医療従事医師確保修学資金		
● 修学資金の額	金 2,000,000円		
● 貸与期間	4月1日から翌年3月31日まで		
● 貸与方法	第1回	5月	(金 500,000円)
	第2回	8月	(金 500,000円)
	第3回	11月	(金 500,000円)
	第4回	2月	(金 500,000円)

※ 山形県が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合には、同一の条件で1年間貸与期間が更新されたものとして、次年度以降も同様です。

※ 貸与1年目については、貸与決定の時期が9月（予定）のため、第1回の貸与時期が9月となり、その際、2回分をまとめて貸与する予定です。

また、貸与期間については、4月1日から貸与されたものとして取り扱います。

# 貸与の休止・打切り

## 1 貸与の休止

修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとします。

この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金がある場合には、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなされます。

## 2 貸与の打切り

修学生が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を打ち切ることとします。

- 退学したとき
- 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

修学資金の貸与を打ち切られた場合には、修学資金の債務の返還が必要となります。  
(14頁参照)

# 返還の免除

## 1 返還免除

以下の事項をすべて満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

### (1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと（11頁参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公立病院等（4頁参照）または山形大学医学部附属病院に勤務すること
- 臨床研修からの引き続き在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること  
（在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は2年を超えないこと）
- 当該在職期間のうち2分の1以上の期間が、へき地等の公立病院等に在職した期間であること
- キャリア形成プログラムに参加すること（詳しくは「地域医療従事医師確保修学資金のキャリア形成プログラム」をご覧ください）

◎ どのへき地等の公立病院等に勤務するか、などの調整については、『山形県地域医療支援機構』が行います。

（配置調整の流れ（予定））

- ①「人口5万人未満の市町村にある公立病院等」に医師配置ニーズ調査を実施。（6月）
- ②上記ニーズ調査に基づき、配置予定医療機関案を策定。（7月）
- ③「へき地拠点病院連絡調整会議」において全体の従事先医療機関を決定。（8月）
- ④地域医療従事医師と面談し、配置予定医療機関案の中から従事希望先を調査。（9月）
- ⑤地域医療従事医師の従事先医療機関(案)を調整。（～11月）
- ⑥個々の従事先医療機関への配置医師決定の内示。（2月）

※へき地医療従事の際の勤務先については、必ずしも本人の希望どおりとならない場合があります。

## (2) 特定診療科医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと（下記参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公的医療機関（4頁参照）の特定診療科または山形大学医学部附属病院の特定診療科に勤務すること  
※特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞
- 臨床研修からの引き続く在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること  
（在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと）
- キャリア形成プログラムに参加すること（詳しくは「特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム」をご覧ください）

## (3) 山形大学医学部修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと（下記参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公立病院等（4頁参照）または山形大学医学部附属病院に勤務すること
- 臨床研修からの引き続く在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること  
（在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと）
- キャリア形成プログラムに参加すること（詳しくは「山形大学医学部修学資金のキャリア形成プログラム」をご覧ください）

- ➡ 「県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと」  
臨床研修病院は、以下の病院のうちであれば、特に指定しません。  
山形大学医学部附属病院、山形県立中央病院、山形市立病院済生館、  
済生会山形済生病院、山形県立新庄病院、米沢市立病院、公立置賜総合病院、  
日本海総合病院、鶴岡市立荘内病院

## 2 在職期間の計算

返還の免除となるためには、「県内の公立病院等に引き続き在職」する必要がありますが、その場合の在職期間については、月単位で計算することとしています。

また、在職期間中に休職、停職又は育児休業の期間（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）があるときには、当該期間を在職期間から控除して計算します。

## 3 大学院への進学

大学院の医学を履修する課程に進学することも可能です。この期間については、在職期間に含まないものとします。

## 4 県外の医療機関での研修

臨床研修を修了した後に、県外の医療機関で研修<sup>(※)</sup>を受けることも可能です。この場合の研修期間については、在職期間に含まないものとします。

全ての修学資金共通：1年以内

➡ 「県外の医療機関で研修」とは・・・

以下の医療機関における研修

- ① 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
- ② 国立大学法人が設置する病院
- ③ 国立高度専門医療研究センター
- ④ その他知事が高度医療を提供していると認める医療機関

## 5 専門医資格取得期間の義務年限の猶予

地域医療従事医師確保修学資金について、専門医資格取得等のため（公立病院等又は山形大学医学部附属病院での）後期研修期間を延長することも可能です（知事が適当と認めるものに限る。）。延長する期間については、在職期間に含まないものとします。

## 6 免除要件の準用

- 特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者が、特定診療科に勤務することを希望せず、かつ、へき地等の公立病院等での勤務を希望する場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、地域医療従事医師確保修学資金の免除の例によることとなります（臨床研修を修了する前までに申請が必要）。
- 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、へき地等の公立病院等に勤務することを希望せず、かつ、公的医療機関の特定診療科での勤務を希望する場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、特定診療科医師確保修学資金の免除の例によることとなります（臨床研修を修了する前までに申請が必要）。

## 7 その他の免除

在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職された場合、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

## 8 免除の申請

修学資金の返還の債務の免除を受けようとする場合には、免除の事由が生じた日から起算して20日以内に、「山形県医師修学資金返還債務免除申請書（様式第7号）」に、次の書類を添えて提出してください。

《山形県医師修学資金返還債務免除申請書 添付書類》

- 医師免許証(写)（医師免許を取得していない場合を除く。）
- 履歴書
- 免除事由に該当することを証明する書類  
（例）返還免除の場合 勤務医療機関の在職証明書

# 返還・猶予

## 1 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金に利息(※)を付した額を、当該返還事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければなりません。

なお、返還は、月賦による均等払いの方式により行うことが原則ですが、全部又は一部を繰り上げて返還しても構いません。

- 修学資金の貸与を打ち切られたとき（9頁参照）
- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得できなかったとき
- 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

➡ 「利息」とは・・・ 修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額  
(大学卒業後の期間には利息は付きません。)

## 2 返還の手続き

修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還明細書（様式第5号）」を提出しなければなりません。

## 3 返還の猶予

修学資金を返還すべき者が、災害等の事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、当該猶予の事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行が猶予される場合があります。



## 4 返還の猶予の手続き

債務の履行の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還猶予申請書（様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 市町村の発行する被災証明書 など

# 異動と届出

## 1 大学在学中の届出

### (1) 定期届出

毎年4月15日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

### (2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 退学したとき
- 留年したとき
- 医学を履修しなくなったとき
- 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- 休学・停学の処分を受けたとき又は復学したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき

## 2 勤務期間中の届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。なお、臨床研修の期間も勤務期間中に含まれます。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき
- 医師免許を取得し、勤務に従事したとき
- 勤務先（特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあつては勤務先及び診療科）を変更したとき
- 休職、停職となったとき、または育児休業を取得するとき

## 地域医療実習に参加しましょう！

山形県では、医学生の皆さんに県内の地域医療の現状への理解を深めてもらうため、夏休み期間中、県内4地域(村山・最上・置賜・庄内)において、臨床研修病院や地域の病院、診療所等での体験実習を実施しています。在学中に4地域すべての実習に参加することも可能ですので、ぜひご参加下さい。

詳しくは

お問い合わせ先

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

**山形県健康福祉部 地域医療対策課**

**医師・看護師確保対策室**

TEL:023(630)3159 FAX:023(630)2301

Mail:ishikakuho@pref.yamagata.jp

申請書等ダウンロードはこちらからどうぞ

山形県医師修学資金

検索

